

税務 | 納税期限の延長

2021年5月

■ 法令

付加価値税、法人所得税等の納税期限を延長する政令 DECREE 52/2021/ND-CPが、2021年4月19日より適用されています。

■ 概要

▶ 付加価値税(輸入時除く)の納税期限

対象期間	納税期限	対象期間	納税期限	対象期間	納税期限
2021年3月	2021年9月20日	2021年6月	2021年12月20日	2021年第1四半期	2021年9月30日
2021年4月	2021年10月20日	2021年7月	2021年12月20日	2021年第2四半期	2021年12月31日
2021年5月	2021年11月20日	2021年8月	2021年12月20日		

▶ 法人所得税の予定納税期限

対象期間	予定納税期限
2021年第1四半期	2021年7月30日
2021年第2四半期	2021年10月30日

■ 適用対象

- √ 指定された業種における企業等 (食品製造加工、建設、コンピュータープログラミング等)
- ✔ 法令に基づく中小零細企業

■ 手続き等

延長を希望する場合、延長申請書を税務局に提出します。(提出期限:2021年7月30日)なお、納税期限は延長されますが、税務申告の期限は従来通りです。

■ お問合せ

✓ ベトナム進出支援 ✓ 月次記帳 ✓ 税務申告 ✓ ライセンス ✓ ビザ ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd. 設立: 2009年 (クライアント数300社以上)

▶ ハノイ事務所▶ ホーチミン事務所TEL: 024-3943-2742TEL: 028-3914-7725

➤ ウェブサイト http://www.nacglobal.net/contact/

➤ Email vn@nacglobal.net

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。 利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。